

近畿地区における図書館情報学教員の交流：日本図書館研究会図書館学教育研究グループ  
柳 勝文（龍谷大学）ANB18968@nifty.com

1. はじめに

(1) 近畿地区図書館学科協議会（1954～）

- ・近畿地方2府5県（三重県を含む）の図書館学担当教員が組織。事務局は、大学が持ち回りで運営。
- ・当初はサロン談義。現在は、図書館学教育に関する情報交換、問題提起・討議、授業実践・研究発表など。

参考資料 青木次彦『近畿地区図書館学科協議会の歩み（記録抜粋）』（青木次彦，1982）

吉田暁史 <http://www.nc.otemae.ac.jp/kenkyu/yosida/kinki/index.html>

(2) 日本図書館研究会 図書館学教育研究グループ（1972～、1987再発足）

- ・カリキュラム改定の具体化するため、1987年に再発足し、グループ案を示し、JLA案に貢献。
- ・近畿地区の図書館情報学担当者が自由に参加。養成内容の充実のために、授業実践、調査、研究をする。

参考資料 渡辺信一「図書館学教育研究グループ」『図書館界』48（4），1996.11，p.240-241

<http://wwwsoc.nii.ac.jp/nal/groups/educate/history.html> 『図書館界』に例会報告

日本図書館研究会編『日本図書館研究会の50年』（日本図書館研究会，1996）255p.

(3) 報告の主旨： 1996年カリキュラム改定への経緯を、次回改定（あるいは法改正？）の参考とする

2. カリキュラム改定の経緯

(1) 改定へ向けた具体的な一歩、リーダーシップ

カリキュラム改定への具体的な動き

1986年12月 第38回近畿地区図書館学科協議会

塩見提案： 「社会教育主事養成カリキュラム改定が現実に動きつつあるのを受けて、時代の要請にそった司書講習規定の改正を研究・準備し、かつ文部省（当時）に積極的に働きかけてはどうか」<sup>1)</sup>

→1. 要請文：参加者の賛同を得て、近畿地区図書館学科協議会からJLA理事長・図書館学教育部会[長]宛てに：  
「司書養成科目（省令）改定につき文部省への働きかけについて」（要請）

2. 日本図書館研究会 図書館学教育研究グループ再発足（1987.2）

対文部省への働きかけは教育部会で、実質的な研究討議の中心は日図研の研究グループで、という暗黙の役割分担で進められることになった。<sup>2)</sup>（柴田正美、渡辺信一両氏が部会・グループ双方の幹事）

(2) カリキュラム改定案の作成：日図研図書館学教育研究グループ案からJLA案へ：1987年の動き

1. 日図研図書館学教育研究グループでの議論

- ・尾原淳夫が歴史的経緯を報告。柴田正美が第1案作成。埜上衛、志保田務がそれぞれ対案を提示し、比較検討。
- ・近畿地区の司書有資格公立図書館長にアンケート
- ・柴田がそれまでの議論をグループ案（24単位）にまとめて、JLA図書館学教育研究集会で提示。

2. 教育部会等から文部省への要望へ

- ・図書館学教育研究集会で提示、養成現場（講習、4大、短大）の報告、討議。
- ・図書館学担当大学教員全国研究集会（全国SLA）で提示、討議

- ・ 全国図書館大会の分科会で検討し、総会承認「全国図書館大会決議：司書養成科目（省令）改定促進について」  
→ 教育部会長から JLA 理事長へ「司書養成科目（省令）改定についての要請」  
→ 理事長から文部省社会局長へ『『図書館法施行規則』における司書養成科目等の改定について（要望）』（1987.12） → 1990.2 まで文部省側からの反応なし

### (3) 検討の継続から文部省との対話、改定内容の確定へ

- ・ 教育部会： 戦略の検討、複数の対案
- ・ 1990.2 社会教育審議会社会教育施設分科会図書館に関するワーキンググループの素案（15 単位）
- ・ 教育部会は、多様なルートで働きかけ → 素案の修正案、再修正案
- ・ 1990.6 生涯学習振興法 社会教育審議会 → 生涯学習審議会社会教育分科審議会
- ・ 1991.6 審議会側が「司書・司書補講習の科目の内容（案）」  
→ 緊急研究集会（教育部会）、全国図書館大会で大会決議
- ・ 1992.7 生涯学習審議会答申 → 「生涯学習審議会答申にかかわる日本図書館協会の見解」（JLA 常務理事会）
- ・ 1993.12 文部省側の専門委員会が JLA に改定案を要請  
→ 教育部会で、改定案（部会内 3 案、審議会 1991 案等が材料）をまとめて常務理事会に提案  
→ 理事会、評議員会、『図書館雑誌』掲載など、広く意見を集約 → 審議会側のヒアリング
- ・ 1995.12「社会教育主事、学芸員及び司書等の養成及び研修の充実についての意見照会について」（計画部会→JLA）  
→ 教育部会を中心に議論を集約し JLA が計画部会へ意見を提出  
→ 緊急研究集会
- ・ 1996.4「社会教育主事、学芸員及び司書等の養成及び研修等の改善方策について（報告）」 → 省令改正の公示

## 3. 次のカリキュラム改定へ向けて

### 第 58 回近畿地区図書館学科協議会（2006.12）

柴田正美「これからの司書課程カリキュラム」・・・2 項司書<sup>3)</sup>を独自に認定しよう

- ・ 各大学が、「1 項司書システム」か「2 項司書システム」のいずれかを選択する。
- ・ 「1 項司書システム」では、文科省の認定を 2,3 年ごとに厳しく実施
- ・ 「2 項司書システム」では、文科省の認定を受けずに、検定試験で合格証書（実施機関による）

## 4. おわりに： 次回の司書養成カリキュラム改定へ向けて

- ・ 生涯学習審議会（生涯学習振興法）の枠組なら、「いつ」「誰が」「どこへ」「どのレベルで」「何を」要請するのか
- ・ 大学における「図書館に関する科目」（図書館法第 5 条第 1 項第 2 号）へ踏み込むなら、何が必要か、移行可能か
- ・ 博物館学芸員課程改定の議論と協働できるのか
- ・ 関西弁「いちびり」： 状況や立場を考えずに目立つこと。稀に、トリックスター（trickster）同様、瓢箪から駒となる。

1) 社会教育主事養成カリキュラム改定： 1986 年に報告、1987 年に公示、1988 年に施行

2) 上記『日本図書館研究会の 50 年』p.48

3) 図書館法第 5 条第 1 項第 2 号の規定に基づくため「2 号司書」であるべきだが、響きを考慮して敢えて「2 項司書」と呼ぶ。